

市民参加のしくみづくり検討委員会 第2回委員会 会議録

1 開会

2 議事

(1) 会議録の公表について

公表用の会議録について

【委員長】 前回時間をかけて議論した会議録の公表について。事務局から説明を。

【事務局】 前回、A4判1枚で簡単に結論をまとめたもの、議論の流れがわかるもの、より詳しい情報もといろいろ議論が出たので、今日は1枚もの(資料1)、要録(資料2)、全文記録(資料3)を配付した。まず全文記録を最初に作り、その中で議論の流れが汲み取れるものを残したものが要録だ。

【委員長】 公開のあり方にも関わってくる。公開は幾つかの手法でやるが、市の資料室に置くのが公式だろうが、ホームページ上で出すのが一番普通の形態だろう。資料6は、こうなるということを出したのか。

【事務局】 そうだ。資料6で、現在、検討委員一覧表までがアップされている。その下の委員会開催状況というところを、今後こういう形で載せていきたいというサンプルだ。

【委員長】 開催日や時間、場所、会議資料は当然として、公開する会議録を資料2にするか、資料3にするかということになる。事務局案としては、概要、言わば速報版として、大体どれぐらいの日数で出せるのか。

【事務局】 1週間以内には公表できると思う。

【委員長】 概要は速報版的に、この会議で何をやったかという大まかなことが出る。会議録は、テープ起こし、委員による確認のプロセスを経ねばならないので時間はかかるが、会議でどんなことが話し合われたかが分るもの。この2つを出したいと考えるがいかがか。異議がなければこの形にするということでもよいか。(一同同意)

会議録について。資料3は発言者名も入り、市の記録として必ず作るが、ホームページに載せる場合に、余計な部分が入って話の本筋が見にくい。それから、個々の委員がどれほど発言したかがどのくらい重要かということ。審議会によっては、団体の代表の立場からその利害を完全に意見表明してもらう方がいいものもあれば、いろいろな立場の方はいてもそれぞれ一市民として発言してもらう、いろいろな意見があるということを議論してほしいというものもある。委員長と事務局は記さざるを得ないが、委員名はあえて出す必要もないという趣旨から、この資料2は、自己紹介は名前が入っているが、それ以降は委員長と委員という形にしている。

ホームページに載せるのは、読んでわかりやすいものとする、資料2の方と考えるが、いかがか。了解してもらえらるなら、資料3ではなく資料2を掲載することにしたいが、よろしいか。(「異議なし」の声)

会議録の作成・確認・公表手順について

【委員長】 今の点とも絡んでくるが、について、事務局から説明を。

【事務局】 資料4の手順で進めるので、こんな形で協力願いたいという事務局案だ。委員会開催1週間後、2

週間後、3週間後、4週間後と概ねの日程を示している。テープ反訳は2週間後には届く。事務局が資料3の全文版をまず作り、それをもとに資料2の要録を作る。3週目の週末頃までには皆様に確認用の原稿を届けたい。それを、具体的手順の のとおり、各委員は特に自分の発言部分を確認し、修正等があれば必ず書面で事務局に連絡する。事務局は、随時受け取りながら修正し、期限までに連絡がなければ修正なしとする。それを最終版とし、概ね4週間後の週明けにホームページ掲載、市政資料室配架をしたい。

概要は具体的手順の 、 にあるが、土曜日に開催したら、週明け直後作成し、次回開催通知時に委員に送る。気付いた点があれば折り返し指摘いただき、少なくともその週末か週明けに会議概要・会議資料をホームページにアップ、あるいは市政資料室に出す。この作業手順なら可能だろうということを示した。

【委員長】 会議概要について、かなり議論の本質に触れるような指摘が出てきた場合、委員から事務局に投げて、最後それをどう確定するか。同じことは会議録にもあって、約1カ月かけるので、次回の会議のときに確定するという手法もあるが、特に会議概要はなるべく早く出すということもあり、それをどうするか。

【事務局】 修正後またもう一度皆様に示し、委員長の確認をもって最終版という形にさせてほしい。

【委員長】 私から提案だが、会議概要は議事がこうで、ここが決まったというぐらいしか入らない。いろいろな議論していくと、決まったのか決まらないのかあいまいなものも出てくるかもしれない。書き振りによっては、ちょっとそれはというのも出てくるかもしれない。これはあくまでも速報版なので、事務局が取りまとめて事前に送ってもらい、気付いた点があれば出してほしいが、委員長がそれで確認して確定させてもらえればと思う。

会議録は、一月あれば次回会議の冒頭で前回の議事録について確認をとる方がいいと思う。議事の1つとして、もっと頻繁に開くようだと次々回になるかもしれないが、そういう形の方がいいと思うがいかがか。非常に重要なものなので手続はきちんとしておきたい。そういう扱いにさせてもらうことでお願いしたい。(一同同意)

第1回の分、この資料2については、どういう扱いにするか。

【事務局】 資料2は、事務局作成版の状態なので、内容を確認の上、もし修正等があれば22日必着で事務局に書面で指摘いただく。その反映版を、次回に確認してもらう形になる。その際、その場で見ていただきたい。

(委員長同意) 資料3も、保存版で公表対象にはならないが、例えば後々情報公開請求があった場合には公開の対象にはなる。発言者名が違っている可能性もあるので、確認してほしい。

【委員長】 そういう間違いは当然あり得ると思うので、その確認はした方がいいかもしれない。

(2) 会議資料の取扱いについて

【委員長】 次に会議資料の取扱いについて、事務局から説明を。

【事務局】 資料5の会議資料の取扱いについて。取扱い区分で「提供」は積極的に見ていただく、市民も含めて共有するという意味。「公開」は請求があれば見せるという形。「非公開」は、請求があっても見せない形。

事務局が用意した会議資料は提供の扱いで、会議概要とともにホームページに載せ、市政資料室にも置く。傍聴者の定員分はコピーを用意し、持ち帰ってもらう。定員を超えて傍聴する場合は、閲覧用を見ていただくこと

で対応したい。ただし作成に費用のかかるものは傍聴者は閲覧のみ、資料の中に非公開情報に該当するものがあった場合には、この部分については公開・提供の対象にはしないという形にする。会議の議論で、この資料のここが違うのでは、という場合は、後日のホームページ、市政資料室では、修正したものを公表したい。

2番目に、委員が独自に資料を皆様に提供して一緒に議論をしたいと持ち込むケースも想定される。これは事前に事務局を通じて委員長の許可を得てほしい。委員長が一般の事務局資料と併せて次回の会議に提出すると判断すれば、事務局が用意したものと同一扱いになる。別な判断を要する場合は、それに従う。当日持ち込むケースについても、各委員に配付はすることになるが、どう扱うかの判断は委員長に委ねたい。

参考資料については、参考として配付するものなので、原則として傍聴者は閲覧としたい。ただ、資料8の前回傍聴者の意見集約は、公開を前提にして書いてもらっているわけではないので、非公開扱いとしたい。

【委員】 委員が持ち寄る資料は を原則とし、委員長許可を前提にするのが望ましいのでは。その場で、こういう資料がありますよ、とやるのが果たして妥当か。この委員会では、特に急を要することは考えられない。

【委員長】 特別な資料を入手したということがあれば別だが、この委員会では余りないとは思うが。

【委員】 原則として、事務局と委員長で了解することを前提にした方がいいのでは。

【委員長】 この場で配るわけにいかない、というものもあるかもしれないが、意見などを出したければ、この委員会の趣旨としていろいろな市民の意見を聞くということがあるので、基本的にだめということはないとは思いますが、中身は判断させてもらう。というのは、その場で配った場合、傍聴者に配るときに誤解をまねいてはいけない。誰々委員が個人的に出したことを明確にするとか、そんなところも形式的な点としてやっておかないと、例えば事務局で用意したのか、委員会でこれが決まったのかと思われても困るということがある。そこを明確にする意味でチェックはするが、原則、私がこれはだめということを経験にはしないので、事前に知らせてほしい。

(3) フリートーキング

話題提供：市民参加条例等の制定状況・内容事例について（事務局）

【委員長】 本当のフリーになり過ぎてしまつては時間が無駄になるので、事務局に他の自治体等で市民参加関係の条例がどのように制定されているか、中身、形式についても調べてもらった。事務局から報告を。

【事務局】 資料7の1枚目は、市民参加条例・自治基本条例・協働推進条例の制定状況を一覧表に示したものの。左から、23区、26市、中核市、政令市、その他の自治体を表示した。現在、これら条例作成済みの自治体については、自治体名の横に条例名称を、その隣に公布日、施行日を記載した。表中の条例名欄に 印を付した自治体については、現在、そこに表示した条例を策定中である。26市は、制定済みを含めて半数以上の自治体が、既にこれらの条例策定に向け取り組んでいる。23区や中核市も取り組み始めている自治体が、ここに記載した以外にもあると考えられる。最近の動向としては、自治基本条例の制定に取り組む自治体が多く見受けられる。

2 市民参加条例制定項目一覧については、各自治体の条例制定項目などを比較した表である。表側に条例を構成する項目を記述した。総則、参加に関する規定、役割・責務、参加の方法、情報の提供、協働、その他とし

て、37項目を示した。下の段については、条例策定手法・過程を確認する項目を設けた。表中の印は、該当の有無を表している。下段の数字は人数を表している。市民参加条例は、市民が主体的に行政に参加するための基本的事項を定めているため、項目17番から23番、参加の手法という欄で、審議会等への参加、パブリックコメント制度、説明会の開催などを具体的に定めているのが特徴になっている。

次頁は、自治基本条例、協働推進条例について、各自治体の条例制定項目などを比較したものだ。表中の網かけで示した部分、条例項目32から34、国や都道府県との関係、他自治体との関係、都市内分権について、自治基本条例の特性を表す項目ということで、先の表に追加した。自治基本条例は自治体の憲法などとも言われ、当該自治体の基本ルールを定めたもので、国や都、他の自治体との対等な立場についての規定や、自治体内で地域を適正な規模に分割するといった項目について記述しており、こういう条項が特徴的なものと言えると思う。市民参加条例との比較では、14番 職員の責務・役割、15番 議会の役割に関して条項があり、それぞれの役割を定めていることも特徴的である。特に、議会の役割については例示した全条例で定義づけている。

4は類型別条例比較である。大阪国際大学教授松下啓一著『協働社会を作る条例』による類型で区分した中から、先駆的・典型的な条例を7市選び、特徴を分析した。分析項目は、条例名の後、公布日、施行日、条例策定の目的である。2頁の条例項目中の特徴的な条文を挙げたものが条例の特徴の横にあるもので、4項目に分けた。1つ目が、市民、市長または市、その他、例えば市民活動団体とか事業者の責務とか役割について。2番目が参加の対象、3番目が参加手続の方法、4番目が条例の実効性を担保するための組織で、条例項目を挙げた。その隣がその他の特徴的な条文だ。条文の規定から読み取れる特徴を掲げた。ここには、ホームページで公開している条文の解説等から読み取れる特徴や、条例制定の背景等も記載した。一番右の欄は、各自治体内の法体系の中での市民参加、協働推進条例の位置付けを押さえるため、関連する条例・要綱等を表した。

条例の目的は、市民参加を促し、市民との協働を推進することでよりよいまちづくりを行うというものになっているので、類型の3つを見ていくと、第1番目の理念原則型条例は、市民参加の基本原則や関係者の責務など、基本的事項を規定した条例である。参加対象は示されていない、参加手続の方法については記載が少ないところが特徴的だ。理念原則型条例の場合は、条文数が少ない傾向がある。

次に、総合メニュー型条例だが、特徴は、審議会、パブリックコメント、公聴会等の参加手段を条例上に明記し、従来なら条例の細則を定める規則に規定される具体的な手続についても、条例に盛り込んでいることだ。

参加の対象欄の は、表の下段、注2に示した 総合計画等、個別施策の基本方針、基本的な事項を定める計画策定ほかの6項目を表している。吉川市のように、6項目以外のものがある場合は、 以外の項目として建物建設基本計画と表している。参加対象が明記されている、参加手続の方法が比較的多い項目が記されている、というのがこのタイプの特徴だ。

最後の参加協働型は、2 市民参加条例、3 自治基本条例・協働推進条例の中間タイプだ。参加は市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的に関わることであり、協働は行政と市民、NPOなどの自立性を基本として、ともに行動するということが、その親和性はとても高いので、それを兼ね備えたような条例で

あることが特徴だ。例えば狛江市は、参加の対象や参加手続の方法は、比較的、総合メニュー型条例に準じ、その他の特徴的な条文として、団体への財政支援、活動場所の提供、団体に関する情報収集と提供などが記載されているが、このあたりが協働推進条例としての特徴を兼ね備えたものになっている。

5は、4の表で紹介した7市の条例検討過程の状況を記載したものだ。検討組織の名称、設置期間、構成委員の内訳、会議の回数と会議録の公表、検討方法、検討・制定過程での市民参加、その他の特記事項と分けて記載した。どの市でも検討会等を立ち上げて6カ月から1年6カ月ぐらいの間で検討している。説明は以上である。

【委員長】 市民参加条例関係の概要はこれでかなり尽きているのではないかというぐらい、形式的な面についてはまとめてもらった。ただ、これをぱっと渡されて圧倒される面もあるだろう。こんなものができるというイメージを頭の片隅に置き、ただ余りとらわれず、八王子市で市民参加をどう考えていくのかを議論したい。その前に、資料に関して質問、意見、あるいはこういうことも調べてほしいということがあれば出してほしい。

【委員】 資料7の2頁に、例えば東京都内の小金井市の委員会参加者で、公募市民、学識、団体、市職員と入っている。現在の八王子市の検討委員会と庁内のプロジェクトチームに当てはめたとき、これを本当に職員も入った形の委員会と見ていいものなのか。八王子市の場合に当てはめると、どういう形と理解したらよいか。

【事務局】 八王子市の場合は、検討委員会とプロジェクトチームが別にできており、検討委員会の中に市の職員が入っているという形ではない。

【委員】 小金井市の場合は、職員が検討委員会に入っているという理解でよいか。

【事務局】 検討委員が検討した素案を提言し、市長が受け取り、それを市の職員がもんでいくというケース。

【委員】 市民会議とプロジェクトチーム設置に がついている。八王子市と似たような形と理解してよいか。

【事務局】 そうだ。

【委員長】 職員は必ずしも市民会議には入っていない、ということだろう。入っているかもしれないが、一応2つ作っている。この市職員の5というのは、プロジェクトチームの人数も含んでいるということか。

【事務局】 そうだ。プロジェクトチームの人数だ。

【委員長】 西東京市は職員の数が入ってない。これは庁内のプロジェクトか、別の意味で使っているのか。

【事務局】 市民会議で公募市民委員と学識者と団体推薦で1つのチームとしてやっていた。それ以外に、プロジェクトチームが同時並行で検討を重ねており、その人数が5名という形だ。

【委員長】 そうすると、西東京市の場合は、なぜ市職員数が入っていないのか。京都市も市職員の数が入っていない。それは確認しておいてほしい。

【事務局】 はい。

【委員】 プロジェクトチームとの意見のすり合わせということが前回も出たが、他の市がどんな形でしていたのかわりたい。会議に職員が入った形か、全く別のプロジェクトチームで職員だけで作ったものを、どういう形ですり合わせていったのか、ちょっと見えてこなかったの、それを知りたいというのが質問の目的だ。

【事務局】 5頁で具体的に7市挙げたが、構成委員内訳というところで、検討委員会どう構成されているか示

している。石狩市や吉川市は、委員会正規メンバーとして職員も入っている。幹部職員の当て職で入っている自治体もある。幹部クラスでない職員が入った構成のところもある。プロジェクトと委員会の関係だが、直接的な接触なく内部組織としてプロジェクトを設けた市もあるし、相互にキャッチボールをしながら条例素案を固めていくスタイルのところもある。一覧表ではそこが情報として盛り込めなかったが、そういう幾つかのやり方があることを理解してもらう趣旨で作ったもの。個別の自治体についての正確な情報が、ここでは提供できない。

【委員長】 その点は重要だ。幾つかパターンを見ることも重要だが、プロジェクトチームがあって、いろいろ調べてもらったり、互いに議論することがあっていいかもしれない。現在の進行状況を報告してもらおう機会があってもいいし、行政の中で職員がどんな考えで取り組んでいるか、適宜事務局を通して知らせもらうことも必要だろう。直接そのプロジェクトチームの職員と議論する場もあっていいのかなと私は思う。

【委員】 自治基本条例と市民参加条例について、もう少し、この2つの違いと、今回八王子市で、自治基本条例ではなく市民参加条例を制定しようということになったいきさつを教えてほしい。

【委員】 現時点で自治基本条例も制定する計画があるのかどうかも、つけ加えてお願いしたい。

【事務局】 自治基本条例はこういうものだという定義があるわけではなく、どの自治体も試行錯誤しながら自分たちなりの自治基本条例を作ろうとしているのが現状。北海道二セコ町のまちづくり基本条例が自治基本条例的なものの第1号と言われているが、議会については踏み込んでないと指摘されており、やはり自治という以上、市民、行政、議会、全部のことをきちんと決めべきだという意見もある。最近では、三重県四日市市が議員提案で自治基本条例を作った例もある。事務局の認識としては、参加条例との最大の違いは、自治基本条例は、その自治体の自治のあり方全体がきちんと形になったもの、市民全員の約束事なので、市民が地域の中でどのように自分たちのまちを作り上げていくかという住民自治の部分も重要だが、国や都道府県、他自治体との関係性など団体自治の部分も非常に重要なので、そこに言及した条目があるか、そこはかなり大きな違いではないかと。もう一つ、自治基本条例は、その自治体の最高法規性、この基本条例がまずあって、すべての条例がこの下に体系化されるという考え方を持っているかどうか、そこも大きなポイントになると思う。

それと、自治体の中でさらに地域ごとに、一定の予算枠なり権限を移譲されて、この範囲の中での自己決定権を持つという自治体内分権についての考え方が明記されているかどうか。自治基本条例となると、そういうものも示していく方向が今後は増えてくると考えている。自治法でもそういう規定がされてきており、そのまち全体のあり方、あるいは自治体の中のいろいろなものの関係性も含めたものが自治基本条例になると考えている。

では、なぜ八王子市は参加条例か、自治基本条例は作らないのか。ゆめおり市民会議が作った基本構想素案に自治基本条例の策定が提言され、「ゆめおりプラン」の施策の第1に自治のしくみづくりを行うと謳っている。ただ、自治基本条例という自治体内分権ということも含め、今後の市のあり方を方向づける重要なものになるので、時間をかけて相当幅広く議論する必要もあり、議会も含め市民の気運の盛り上がりも必要。いきなり行政から提案して、さあ作ろうという作り方は疑問だ。分権一括法までは行政主導的な色彩が強いとされていたが、今は、八王子市も内規で必要性を示しながら、市民参加、市民協働を各部署が試行錯誤して進めている。最近、

様々な事例もでき、ある程度のスタイルが定着しつつあるが、条例にはなっていないので、行政側の裁量で任意に市民参加手法を積極的に取り入れる分野もあれば、そうではなく市民、議会から、参加を進めるべき、もっと情報共有、情報提供していくべきと指摘されている分野・事業もある。そこで、まずは、既に進みつつある市民参加をより確かな実効性の高いものにして、環境を整えていくことにより、もっと根本的な自分たちの自治を形にしたいという自治基本条例へ向けた気運を高めていくことも可能ではないかと考えた。まず着実に市民参加条例を進めていき、その作業の中で、自治基本条例への理解や気運が出てくれば、次につながっていく。行革推進計画でも、まず参加条例を作り、続いて協働推進条例、将来的には自治基本条例をと想定している。

【委員】 今日の資料にいろいろな自治体が入っているが、例えば自治基本条例を持っているところでも、参加条例とか協働条例を持っていて、その上乘せの形で自治基本条例ができていくというものが多いのか。

【事務局】 箕面市や宝塚市のように、自治基本条例的なものを作って、参加条例も同時施行というスタイルをとっているところもある。自治基本条例の中で、参加や協働は別に条例を作るという規定をして、時期をずらして参加条例とか個別条例ができていくところもある。八王子市のように、まず参加条例が先にあって、それから次へ向かってということも、具体的な自治体名は確認していないが、確かあったと思う。

【委員】 例えば、参加と協働の条例というのもある。

【事務局】 狛江市はそういう例だ。

【委員】 一番ベーシックなことだが、参加と協働というのは、具体的な意味合いで言うと、どう違うのか。

【事務局】 参加は、例えば計画を作るときに市民にこのように会議を開いて意見を言ってもらおうとか、市が作った素案に対して意見聴取して素案を修正して正式なものを作る。協働は、例えば市と市民団体が、それぞれが持っている資源や能力を出し合って、何か1つの目的を達成する。簡単に言うとそんなイメージだ。

【委員】 そうすると、参加というのは、行政のプランどおりというか、そのプランの領域だと考えていいのか。

【事務局】 今いろいろなことが多様化していてニーズもいろいろある中で、決められた財源で事業を展開しなければというとき、行政がよかれと思ったことが、市民にとっては余計なお節介だというようなことも増えてきている状況にある。では、限られた財源や人材でどれだけいい行政運営をやっていくかと考えると、やはり市民の意向や考え方を組み込んで市政運営をしていかなければだめなのでは、という部分で必要なのが参加だ。

【委員長】 参加と協働というのは非常に大きな問題だ。ベーシックな問題こそが一番難しい。参加は昔から言われている言葉だ。協働は、こうやって使われるようになったのもここ数年の話だが、今協働と言われているものもかつては参加の中に入れて考えていたところもあるし、協働という言葉を使っている、本当に明確に切り分けているかという、切り分けられない部分がある。それぞれの持つリソースを互いに出していくということなら、実際参加の部分でもそういうやり方はしているわけで、どこかで本当に分けられるのか。

また、必ずしも政策の立案段階だけでなくいろいろな段階に参加は可能だ。そのように段階で考えたり、行政と市民との関係性で考えたりすると、実はいろいろなことが考えられていて、どこかで言葉を整理しないと議論できなくなる。一番広義では、協働も含めて参加だ、という考え方もできるかもしれないが、そういう考え方が

できることと、将来の自治基本条例に向けて市民参加を考えると、それを含めて議論するのが本当にいいのかということとは違うのでは、という議論もあり得る。ではここで参加をどう考えるかのフリートーカーを次回くらいまでやってみよう。恐らくこの問題はずっと最後まで尾を引くと思うが、参加を八王子市ではどう考えるか、中には参加と参画もまた違うと言って分けているところもある。すぐ決着は出ない問題だが、ここではどうとらえていくかどこかである程度市民に示せるよう、最終的に条例を作るときには、まさしくそこはきちんとしなければいけないところだ。この問題は意識しながら考えていかなければいけない。ベーシックなので最初に片づけておこう、とはなかなかいかない。そのこと自体をまずきちんと認識しておく必要があると思う。

【事務局】 狛江市の場合は、市民参加条例を立ち上げようと検討委員会が始まった中で、参加、協働という概念について、日常の活動の中からある程度理解している方と、協働という言葉自体なじみがないからわからないという方がいて、最初は勉強会をして、最終的に参加協働型の条例として制定したという経緯があるようだ。一緒に組み込んで合体して作るのではなく、参加は参加でまず作って、次に協働は協働で作るという法体系を持っているところもある。参加と協働はいろいろな意見があると思うので、この委員会でも考えてほしい。

【委員長】 協働と言ったとき、NPOや民間の事業者と具体的に委託みたいな契約を結んでやると、これは多分余り参加とは言わないと思う。非常に境界線に近い、例えば市民の側が提案して行政と一緒にやりましょうというときに、それは協働というが、実際進めていく際に、でもやっぱり契約結ばないと、ということがあったとき、では契約だからこれは参加とは全く言わないのかとか、いろいろ難しいところがあると思う。その辺は最近は大体協働という言葉で言っていると思うが、それをどう考えるのか。あるいは、そもそも提案していけるようなくみ自体のところは、やはり参加的な方法だろうということにもなってくるかもしれないし。

【委員】 狛江市も途中から協働を含めたということで変更があったが、9カ月くらいかけて論議している。今回の場合、一応6月までと。そこは臨機応変に必要があれば、いずれ協働推進条例も作るということで、これは今後の議論だと思うが、狛江市のような経過で、途中で変更して、時期も延ばすことまでは可能なのか。

【事務局】 まず参加を確実なものにすることで行政の仕事の進め方を革新し、それを着実に進めながら、協働あるいは自治基本条例と段階を踏んでいくことを前提に考えている。市は市民参加条例の18年度制定を目標としており、18年度条例制定、19年度初頭施行を想定すると、18年第4回定例会には議案を上程したい。その前に条例素案のパブリックコメントを行うなら9月頃には素案ができていないと時間的に難しい。従って6月頃を目途にどんな条例を作るべきか提言してほしいということだ。月1、2回、計9回程度ということで委員就任を依頼しているが何回やると決めてはいない。例えば日程の都合もついて、毎月2回やろうということになれば回数も増えるし、それはこれからの議論の中で委員会の考えを示してもらえれば、可能な限り事務局としても委員会の総意に沿えるようにしたい。6月末が、若干そのためにずれることを許さないという話ではない。

【委員長】 市は段階を踏んでやっていきたいということなので、その線でおよそこれくらいの期間にこういうことをやろうと考えながら議論し、その中で、協働とか、自治基本条例とかの問題も考えていって、だとすればどうなるか。どれだけ余裕があるか、1カ月程度の延長なら何とかなるかもしれないが、2カ月、3カ月という

と、これは根本的にそもそも市が我々に依頼している事柄と根本から違うということになる。そういう結論の出し方がないわけではないが、それがいいかどうかとなると相当我々もきちんと言わなければいけないということにもなる。回数の話も出たが、正規の回数は会議として大体、初回に示されたのは9回くらいだろうと。それ以外に狛江市のような市民との勉強の機会を設けてもいいのかなど。ただ、それはこの会議体としてやるからには、できるだけ欠席者が出ない形で進めたい。会議の中だけではこなし切れないというときに、インフォーマルな形かフォーマルに位置付けるかは別として、懇談会、学習会という形でやっていくことも考え方としてはある。

いろいろ大部の資料が出るときには、それだけで1回使ってしまうのはもったいないと思うと、事前に勉強会を開催して、そこで資料の説明、質疑応答などはやってもらうということにする。その場合、インフォーマルなものに位置付けると、どういう扱いをするかという問題がある。特に市民参加となると、市民にどう議論をしているかを伝えなければならないので、委員会と同じ位置付けに、なるべくそれに従ったやり方でやっていかなければいけないだろうと思うので、それはそれで難しい。出席者がある程度限定されていくと、毎回熱心に出席している人たちだけに議論を引っ張られてもいいのかということも出てくるかもしれない。なかなか難しいところもあるが、バランスをとりながら進めていくことにはなると思う。考え方としてそういうこともあり得る。

【委員】 箕面、宝塚というのは意外にシンプルな形だが、狛江とか西東京はかなり細部にわたった条項があって、非常にわかりやすい。箕面のようにシンプルな条例をイメージしているのか。それとも、細かい項目にわたった、狛江、西東京のようなわかりやすい条例をイメージしているのか、参考に聞きたい。

【委員長】 その点は非常に重要だ。条文が少ない方がわかりやすいというものもあるかもしれないが、条文として条例の中に盛り込んで明確にするという意味でのわかりやすさを追求するなら、詳細なものを作っていくということになるだろう。そのときに、例えばこういうことはきっちり決めてくれという形で、我々の報告書として出していったら、それを条例づくりで尊重してもらうことになる。どんな造りになるか、何を内容として盛り込むかにもよるが、そんなことも含めて議論していこうと思う。

【事務局】 検討期間6カ月、まず参加条例をという背景には、内規的には既に一定のメニューができていているという面がある。市の内規としてルールがないのはパブリックコメントとかごく一部で、会議の公開や審議会委員の公募などは内規としてベースがあるという前提で、総合メニュー型条例にしたいという考え方がある。市自体、理念的条例を作る考え方は基本的には持っていない。条例を作る以上は実効性のある、市民共有のルールを作るという考え方だ。条文がわかりやすいという意味でのシンプルさは必要だが、条項を少なくしてシンプルと考えるのではなく、こういう参加手法があるということが市民共有できる総合メニュー型条例を作っていきたい。

【委員】 決められた枠の中でここまで出すのはちょっと難しいと思う。ある程度大胆に進めていくというか、行政側と、我々委員とのリーダーシップでどんどん進めていかなければいけない。それで提案だが、早くドラフトを出してもらって、それをたたき台にして検討した方が、より具体的でいいのでは。

【事務局】 この検討会でどんな考え方の条例を作るかということを提言してもらい、それを受けて市が素案を作る。これが基本的な考え方だ。市が作った素案をたたいてもらうためにこの委員会を設置したのではない。ど

ういう考え方で条例を作るべきか、その基本のところを検討し、こういう項目を盛り込むべきだという項目を挙げ、それを実効性のある条例にしていくためにどういうことを反映すべきなのか、そういう提言をもらう。これが就任依頼書にも明記してある。この条例案の柱を先に示せ、ということに対応することはできかねる。

【委員長】 条例そのものを我々が判断する場ではない、ということが1つ。条例そのものを作り上げていく前段で、どういう考え方があるか、市民のいろいろな意見を吸い上げたいという趣旨でこの委員会が設置されているということがまずある。確かにでき上がった条例があってそれをたたくのならば、でき上がりとしては簡単だが、その段階は実はもっと後にあるわけで、パブリックコメントなりをしていくことになるが、今はその前段だ。

【委員】 こういう資料を市は事前に調べたわけで、ある程度、こうあるべきだというものを一番よく知っているのは市の担当だから・・・。

【委員長】 私が指示してこの資料を作ったばかりだ。もう1つ、では、市民参加は本当にすぐ必要なのか。私は必要だとは思っている。やはり、市民がその必要性をわかりながら徐々に作り上げていかないと、実際作った意味がないということになりかねない。条文を書くだけならすぐできる。それをやっても、誰も知らない。本当に作っただけというところもある。えっ、そんなものがあるのかと一般の市民は思ってしまう。そういうものなら作ってもしようがないという話になりかねない。市から我々が依頼されているのは、ある意味でPRの役目もあるかもしれない。確かにプロセスとしては余り効率的ではないし、がちゃがちゃと進んでいくかもしれないが、この種のものではある時期そういうものが必要だろう。この半年でそれができるのかという方がむしろ問われる。効率的に、本当に市民にこの条例を作ったということを知らせなければいけない。むしろ、そちらの方に我々は知恵を絞っていかなければいけないと思う。

【委員】 今日、他の事例が多数出て、参加条例のイメージを作る上でも非常にいい材料だと思うが、今後のフリートキング、この条例から始めてしまうと、恐らく引きずられて、八王子としてはそれに何かプラスアルファできるかなという程度の発想にしかたないと思う。議論のやり方をどうすればいいか。私は、参加の可能性、参加する必要があるところがどこにあるのかがまずわからない。行政の仕事がどんな流れで動いていて、どこが市民参加を本当はやっていかなければいけないところなのか。そして議会の仕事の流れをある程度知っていないと、どこでどのように参加するかと言われても、恐らく今日説明された総合計画と、基本的な条例、それ以上のことは発想として出てこないのでは。勉強会という話があったが、この場でも勉強会に近いことを最初はやってもいいのでは。どこの条例も市政運営に対する市民の意向反映と書いてあるが、その市政運営とは何かが明らかにならないと、それに対する参加の範囲を示すと言われても、意見の出しようがない。

【委員長】 具体的にどういう参加をやっているかということを出してもらえると。

【事務局】 八王子市でどういう事例があるか、市はどのような政策決定過程を経て事業を実施しているか、その説明をしているいろいろ質疑を受けることは、3月の2回の委員会でやりたいと考えている。

【委員長】 具体的にどうやっているのか、3月の経過を見ながら、また考えていかなければいけない。

【委員】 市民参加ということで今までもいろいろやっている。現実にはいろいろな方が参加している。協働の話

も出たが、今後そのしくみを作る検討で意見を言えばいいのか。現実もうやられて、実際いろいろな組織もでき上がって活動もしている。協働もされている。それをもっと幅広く、いろいろな団体から参加させるようなしくみを作る話をすればいいのか。参加させる仕掛けみたいな方の意見を言えばいいという理解でいいか。

【委員長】 私はそう見ているが。既に参加して気付くところがあると思う。この委員会に関しても、前回の傍聴者から最初の自己紹介のところから見たいという意見があった。これは手続上、前回は議事録の問題があり、その議事公開の可否を決める前は、やはり傍聴者に入ってもらわねえにいかない。これを今後、原則最初から公開だと決めておけば、一々審議会とかで決める必要はないわけで、例えばそういう点を改めたらどうかと。それがいいかどうかはまた議論は必要かもしれない。参加といっても役所の中は縦割りだし、市民が意見を言っても市全体ではなかなかそうならないじゃないかとか、いろいろなことがあるかと思う。そういうことも、具体的な例を通じながら考えてもらえればいいと私は思っている。

【委員】 市民委員の4名の方たちは、公募で参加されたという解釈でいいのか。

【委員長】 そうだ。逆に、団体代表委員というのは、団体に依頼して誰かを出してくれということ。

【事務局】 団体の方は、団体の代表の方に委員を推薦してくださいということで相談して。

【委員長】 参加の方法も、委員会みたいなものもあれば、市政モニターなどもある意味で参加と考えられるし、まだパブリックコメントのしくみがちゃんとないうのだが、そういうものも参加の1つだろう。そのようにいろいろなやり方があって、それをどう組み合わせたら一番参加しやすいのか。

【委員】 素朴な疑問として、なぜ4名の方が積極的に応募したか、私の立場だと理解できない部分がある。悪い意味ではない。単純に、どうしてこの公募に対して、どの段階で、どう思って応募されたかというのは、どこかのタイミングで聞けると勉強になると思っただけだが。

【委員長】 落ちた方も含めなぜ応募したのかは確かによくわからない。これをどう考えるのかは重要だ。参加条例制定後はどう変わるだろう。公募は一生懸命集めないで集まらないし、ぎりぎりの人数では困るわけだし。

【委員】 私はリタイアしてうちにいるので、広報ははじからはじまで目を通す。その中で募集があったので応募したら選ばれた。なぜ選ばれたかはわからないが、やはりリタイアして、何か役に立ちたいという気持ちと、行政に対してもう少し何とかならないかという思いもあったので。純粋な発意で参加した。

【委員長】 皆さん、そうだとおもう。

【委員】 今、かなり市は模索していると実感している。「ゆめおりプラン」を作るときには私は市民会議の委員だったが、途中から行政側とやり合った。今までの行政のあり方は上意下達に近い。町会にも回覧お願いする、これを配布しろ、募金をお願いする、全部これだ。半分以上の町会は、今1年で役員を交代している。なぜか。1年間でわかりっこないわけだ。役所の仕事だ、消防の仕事だ、警察行政があり、保健所があり、自分の知らないことが全部飛び込んでくる。現役だったら、とてもじゃない、パニック状態になってしまう。長年そういうことを経てきて、そのとき、なぜ(委員に)手を挙げないのかと言われた。町会長として手を挙げるべきではないかと。おかしいではないか。今、町会長がどういう立場に置かれているか知っているのか。それを前提に考えてい

るか。手を挙げてまで出てこられる状態じゃないと。そこを市が理解していないからこういうことが起きると。

【委員長】 提案づくりの場に出ていかない。

【委員】 全然出られる状態じゃない。そういう点をまず行政が把握しているべきではということでけんかして、最終的には、庁内で検討する事項もあるので意見交換しながらやりたいというので、それはわかったという形だ。

環境市民会議の場合は、参加のしくみの条例が先にできた。それで、市民会議を発足するので半年間ぐらいで準備委員会を立ち上げて進めてくれと。町会役員が出ると筋書きが決まっている。期限を切られていて浸透させるような話じゃない。その会議のメンバーも全部公募だ。だがそれに参加したのはごく一部で、かなり少ない。スタートさせて、私もちょっとどういう様子か、様子を見に行こうと思って行ったら、とうとうつかまっちゃって。されば、その組織はどうかというと、ほとんど手を挙げた人たちだけだから、いろいろな団体も入っていない。結局は一部の人たちで、広がりが全然出てこない。ずっと、市の広報やホームページでも発表しているが、どこまで市民の中に浸透しているかといったら、できていない。

その辺を反省点として今回は出てきているのかなと。どういうしくみを見せれば、市民がもっと参加しやすい中身になるのかなというのを、恐らく行政側で模索しているのかなと。

【委員長】 3点ほどあって、1つは、行政側の都合で参加してくれと急にぱっと出てきて、その場で手を挙げられる人で進めていく。本当にこれでいいのか。例えば市で計画なりを作って、全体としてどのような流れの中で、こうしたいということをもう少し市民にわかりやすい形できちんと出していく必要があるだろうという点。

もう1つは、やはり、自治会長は非常に多忙だから手を挙げられないと。それは、他の人もそうであって、現役で働いているような方が、熱心に働いている人ほど、平日の夜といっても出られない。広報を読んでいたとしても、応募する気にはなれないと思う。でも今集まっている人が暇だということでは全然ないわけで、忙しい中でも関わっているのだが、より広くいろいろな方々に参加してもらうとすれば、そういうことも考えなきゃいけない。忙しい人もいれば、比較的時間を作りやすい人もいる。そういう方も含めて参加とはどういうことなのか。

3つ目は、役所と市民組織との間はどうするか、これは別問題で、大分大きな問題もある。市民参加の話と関わりつつ、もしかしたら協働の方の話に近いかもしれない。それはそれで別に整理して議論しなきゃいけない。

特に最初の2つの点は非常に重要だと思うので、論点としても考えていかなければいけないと思う。

【委員】 非常に市民参加しにくいという話で、公募も募集期間が割と短いものがある。今後条例を作る場合、市の施策の中で、これとこれはこういう形の市民参加をやっていくという年間計画があれば、忙しい中でもこれには絶対応募する、と考えられるわけだし、予定が付きやすい。これは無理してでも出ようとチョイスできるような形の、計画的、体系的な参加のしくみを作っていないと。その点をきちんとするのいいのでは。

【事務局】 それは行政でも気付いていて、18年度の年間予定を公表できるように、今、関係所管が調査をしている。たまたまある委員になったが、すぐ後に別の公募があり、本当はこっちがやりたかったのにと、そういう例が実際ある。今、言われたことにどうすれば対応できるか検討している。

【委員長】 通年じゃなくても、半期ごとに出している自治体もある。やろうと思えばすぐできる。

【委員】 参加の定義は、行政の企画の段階で市民の意見を求めると、そういう解釈をする。

【事務局】 企画だけではないが。

【委員】 去年、甲の原体育館の仲間づくり健康体操教室に参加し、非常にいい仲間ができたので、教室終わって有志でクラブを作り、スポーツ振興課の健康体操教室のトレーナー派遣制度を活用している。1回1時間で3カ月間8回、無料で派遣してくれる非常にいいシステムだ。ところが、今年突然制度が変わり、派遣時間が1回45分になった。我々は時間を長くしてほしいと希望していたのに、期待する方向とは逆だ。それで市長に、時間を変更する前に実際に体操教室を利用している人の意見を聞いてほしかったというメールを打ったら、早速返事もらった。できるだけ多くの市民にチャンスを与えるために、時間を短縮して回数を増やしたと。それも一理あるなと納得したが、結果として知らされたので。派遣時間の変更をスポーツ振興課が企画した場合に、事前に何らかの手段で公開して市民の意見を聞いてはどうか。逆に、そこまで一々市民の参加を求めていたら、行政もやり切れないのでは。

【委員長】 こういう場合の市民参加は、どう考えられるだろうか。1時間から45分に変えるために委員が集まってなんてことは考えられないが、その場合はせめて一定期間、こう変わりますよ、市民の意見があればと、やってほしいと思う。いろいろ参加のやり方はある。むしろ身近なところから考えてもらえればと思う。

【委員】 そういう領域まで今度の条例づくりに盛り込まなきゃいかんのかなという悩みもちょっとある。もう少し規模の大きなものではないか、市民参加条例に盛り込むべき要件という場合に。

【委員長】 そういう点も配慮が行き届くような条例にしようと思えばできる。個別のことは書いていないが。

【委員】 考え方はきちんとしておかないといけない。

【委員長】 こういうことは我々も考えていけないといけないと思う。

【委員】 市民がなかなか参加しないのは、意見を言っても本当に反映されるかどうかわからないから。今後、市はどんなことに関しては市民に対して説明するのかという説明責任、市と市民との関係をよくするためには、何らかの規定が必要かもしれない。

【委員】 そういうことも考えなきゃいけない。事前周知は大事だよ。

【委員長】 事前周知をもしかしたらやっていたかもしれないけど、気付くようなやり方でなく。

【委員】 むしろ、そういう問題点もあるかもしれないし。

【委員長】 説明責任については、多分やっていると思うが、伝わるようにやっているか。本当に伝わってなければ説明責任を果たしたことになる。これはやはり1つ論点になる。

【委員】 市はすぐホームページに出した、広報に載せたと言うが、新聞をとっていない人もいる。ホームページ、54万市民の中でどれぐらい見ているだろうかという話も出てきた。見てない、見られないという人もかなりいる。こういう場合はどうかというあらゆる周知の仕方を考えていく必要はあると思う。100%はあり得ないが。

【委員】 私は毎日パソコンはのぞいているが、何か調べたいときにしかホームページはのぞかない。どんな公聴会があるかなとか、何か公募しているのかなと、そういう目的でホームページを開いたことはない。

【委員】 用事のある人は見るが。

【委員】 ただし、非常に強力で、便利でありがたいと思っている。何か調べたいときには、すぐ。

【委員】 先ほど傍聴者の意見に触れたが、この委員会はオブザーバーの意見を入れるということが可能なのか。

【委員長】 かなり限られた回数、時間の中で、なかなか難しいと思う。市民の方々との意見交換は、公開でやる場を設けたいと考えているが、会議中に傍聴者の意見を聞く場を設けられるかということ、それは保障できないと思っている。ただ、それは傍聴者の意見を封じるという意味では全くない。

【委員】 公募委員に応募してきた方というのは、本当に純粋に関わりたい、これに入りたいと。例えば選ばれなかった方たちが傍聴したときに、本来なら意見が言えたかもしれない機会を失ったわけなので、その場で意見を聞くという時間はとれないとしても、市民参加を作るための委員会なので、いろいろな形の市民参加を試していかなきゃいけないと思う。ぜひ傍聴者の意見、多くの市民の意見も入れていける機会をつくっていかなきゃいけないのかなと思うが。スケジュールの関係があるので、その辺、皆さんで議論できるようにしていく。

【委員長】 付随的な問題として、会議録のこともある。傍聴者の発言をどうするのかという問題も出てくるので、実際難しい。場合によっては議事録にはやはり入れにくいかなと思う。これは事務的な問題だが。恐らく、時間が足りないのではと私は思っているが。むしろ、もっと、皆さんが発言していただきたい。発言できずに終わっている方もたくさんいる。いろいろな意見もあると思うが、もう1回ぐらい考えさせてもらって。

【委員】 傍聴者にはアンケートで委員長あてに意見を書いてもらうとか、そういう形で吸収するということは可能では。委員のすべての人が発言するということも大事だ。それを優先していかないと。傍聴者はアンケートで希望というか、意見というか、そういうものを出してもらうという形で、それを我々で検討していきたい。

【委員長】 本当に時間が余った場合には、そこで懇談に切りかえて意見を聞くということは、場合によってはやらせてもらうと、今のところは判断したい。何か意見があれば事務局の方に出してもらって、また考えたい。

(4) 次回委員会の日程と検討事項の確認

次回は3月4日(土)10時から、市役所903会議室で開催

内容は委員長と相談して決定する。

3 事務連絡

4 閉会

以上